

令和5年度第一回村上市成年後見制度利用促進協議会議事録

1. 開催日時 令和5年8月3日(木) 午後1時30分～午後3時30分
2. 開催場所 村上市役所 4階 大会議室
3. 出席者 (※敬称略)
 - 【出席委員】 佐藤委員、川村委員、鈴木委員、増子委員、海沼委員、佐野委員
田中委員、佐藤(美)委員、木村委員、川村(周)委員
 - 【オブザーバー】 寺井副参事(県高齢福祉保健課)、狩野主事(県障害福祉課)
 - 【中核機関】 伴田係長、田中主事(村上市社会福祉協議会)
 - 【事務局】 福祉課：太田課長、石田室長、田巻係長、鈴木相談支援専門員
介護高齢課：大滝課長、川村室長、五十嵐センター長、志田係長
太田主任(荒川支所)、八幡係長(朝日支所)
谷井副参事(山北支所)

4. 議事内容(要点筆記)

- 1 開会 (事務局) 会長が決まるまで事務局で進行。
- 2 挨拶 (事務局) 一介護高齢課長より挨拶一
- 3 各委員紹介(事務局) 協議会委員10名中全員出席のため、会議規則により会議成立。
一名簿順に自己紹介を行う一

4 会長及び

副会長の選任 会長 佐藤委員 副会長 川村委員

- 5 会長挨拶 一会長、副会長の順に挨拶一

6 議事

(事務局) 以後、佐藤会長が議事の進行。

(会長) オブザーバーと中核機関の会議参加について委員に承諾を得る。

一オブザーバー、中核機関の順に自己紹介一

(事務局) 【資料2-1】に基づき説明

(会長) 中核機関とは何か。

(事務局) 村上市全体の成年後見制度を進める中で、司令塔となって動く機関を中核機関と位置付けている。

(委員) 協議会の開催について、5番にケース会議等の開催とあるが、協議会は、何回予定をされているのか。またケース検討が必要なものが出てきたら、その都度協議会を開催するのか、おおよその予定を教えてください。

(事務局) 協議会は年に2回開催を予定している。この1年間の会議の中で、必ず5番を会議の中で検討する予定はない。

(会長) ケース会議はやった方が良くと思う。具体的なケースを皆さんで知恵を絞ることで、アイデアが生まれてくる。委員の皆様の抱えている、悩ましいケースを検討することもできるのではないかと思う。

(事務局) 【資料1-1】に基づき説明

(会長) 1番の、新潟家庭裁判所における成年後見制度利用者数は、新規の受任件数ではなく、村上市内の後見制度利用者の実数ということでよいか。

(事務局) はい。

(会長) 村上市の人口は今6万弱なので、400人から500人に1人がこの制度を利用している計算になるが、これは近隣の自治体や全国と比較して多いか少ないかは把握しているか。

(事務局) 村上市全人口に対しての利用者数の占める割合は、令和3年4年とも0.21%となっている。胎内市も、令和3年4年とも0.2%。新発田市は、令和3年度が0.19%、令和4年度は0.2%ということで、当近隣とも同じような割合となっている。

(会長) 県北は多いと感じているが、新潟県内他エリアと比較するとどうか。

(事務局) 近隣のところは調査したが、新潟県内全体としては調査していない。

(会長) 専門職後見人の割合はどうか。

(事務局) 割合の調査はまだ行っていない。

(会長) 専門職後見人の担い手が少ない。村上市は、弁護士は私を含め2名。司法書士は8名。社会福祉士もいるが、そもそも専門職の人数が少ない一方で、専門職後見人が必要な件数が多いという状況である。

(委員) 専門職以外というのは、ほぼ親族後見人ということで理解していいか。もしそうであれば、なぜ減っているのか見解があったら教えていただきたい。

(事務局) 専門職以外とは、親族の方と、行政書士の方が該当する。全国的にも親族後見人が減少している現状にある。その理由としては、家族構造の変化や、子供や親族が遠方のため後見業務をしたいができない、あとは身寄りのない方の成年後見制度利用が増えたことにより、第三者後見人が増加しているという理由である。

(委員) 申し立ての件数は近隣の自治体と比べるとどうか。

(事務局) 市長申し立ての件数を近隣とまだ比較していないため、件数が多いか少ないかは、わかっていない。ただ以前と比べても増加しており、今年度も既に3件市長申し立てをしている。また、数名今準備を進めている。市長申立件数は今後増えていくと考えている。

(会長) 村上市の市長申し立て件数が多いのは、市が熱心に取り組んでいることの表れだと思う。

(委員) どういう経緯から市長申し立てに繋がっていくのか。

(事務局) 様々な事情があつて、生活に何かしら支障が出ている場合等、障害の方であれば、施設職員や相談支援専門員、高齢の方は高齢施設職員やケアマネジャー、包括支援センターが関わり、様々な相談がこちらに繋がる。成年後見制度が必要だと判断した場合、申立手続きができる親族を探すが、申し立てできる親族がないという判断に至った場合は最終的に市長申し立てに繋がる。

(会 長) 高齢の場合だと具体的にどこから繋がってきてどこに最終的に行き着くのか。

(事務局) 例えば介護保険のサービスの利用料が滞ったり、あとは経済的な虐待等で介護サービスを思うように利用できていない場合、ケアマネジャーや施設の職員から、包括支援センターに相談がある。高齢者虐待であれば虐待の対応していく中で、成年後見制度の利用に繋がる。障害の場合は、基幹相談支援センターに繋がる。福祉関係者には、相談先として周知している。それで成年後見制度についても、制度利用が必要な方が繋がるという現状である。

(事務局) 【資料 1-2】に基づき説明

(委 員) 成年後見制度のことが市報に載ったときに、中核機関が三つあるととらえた。司令塔が三つあるというのも、成年後見制度の必要な方が利用できて、そして運営されていく中で、特にもう問題なければいいのかもしれないが、と感じた。

(委 員) 市民後見人養成講座について、これまで2回開催しているが参加人数と受講期間は。

(事務局) 1回目は、申し込みは15名。その後書類選考を行い受講決定者は11名。講座終了後、名簿登録をした方が8名。2回目は、申し込み者数が13名で受講決定者が12名。今年度の養成講座は申し込みが7名、受講決定者が7名である。

(会 長) どのぐらいの期間でどのぐらいのボリュームの研修を受けるのか。

(事務局) 基礎研修が5日間。そのあと実務研修が4日間、そのほかに実地研修が2日間。講座は午前10時に始まり、午後4時終了と詰まった研修となっている。

(会 長) オブザーバーで、市民後見人養成講座を企画運営している市社会福祉協議会から講座の様子を伺いたい。

(中核機関) 本日まで、基礎研修2回までの講座が終了した。明日、第3回目の講座が開講される。1日目の講義は、講義とグループワークで皆さん和気あいあいと緊張がほどけて、ゆったりとした気持ちで受講していた。2日目の講義は、テキスト通りに勉強が始まるので、「疲れたね」など受講生の皆さん同士で会話しながら受講していた。講座終了後の感想もしっかりと書いてくれるので、このまま一緒に進んでいけたらと思う。

(委 員) 登録者とは何か。

(事務局) 市民後見人候補者名簿で、市で管理している。講座終了後の意向確認を行い名簿登録している。名簿登録者は市民後見人として選任されるまで、法人後見支援員として実務経験を積んでいる。将来的に、市民後見人として家庭裁判所に候補者として推薦するための名

簿になる。

- (委員) 法人後見事業について詳しく教えていただきたい。また受任調整会議とは何か。ケース会議とは違うのか。
- (事務局) 成年後見人としての担い手の一つ。第三者後見人の中で、弁護士、司法書士、社会福祉士など個人で受ける方もいるが、法人として成年後見業務を行う事業である。質問の二つ目、受任調整会議は後見人となる方を決める会議である。成年後見制度を必要としている方の状況を確認し、その方のニーズに適した職種の後見人を選任する。
- (委員) 法人後見事業の法人というのは弁護士法人とか司法書士法人など限定されてるのか。一般の事業者や民間の介護事業者が法人後見に参加できるのか。
- (事務局) 法人後見を実施したい場合は家庭裁判所に申請し認可された場合に、法人として事業を開始できる。法人後見業務という内容のため、専門職種が、その法人にいるということも、上記要件の一つだと聞いている。新潟県では、社会福祉協議会、県内の福祉施設法人、支え合い生協が後見事業の法人と聞いている。
- (会長) 全国的にはNPO法人等が担い手になってるケースもあると聞いている。あと、受任調整会議はケース会議とは全く違う。ケース会議は、まさに目の前にいるその方の在宅生活をどうやって支援していくかを検討する会議。
- (委員) 法人後見支援員として実務経験は何年間とか具体的な期間は決まっているか。
- (事務局) 市民後見人の養成について、養成講座終了後、実務経験は裁判所も必要だと言っている。法人後見支援員の支援状況は異なるため、経験年数も一律に決まっていない。今後、法人後見事業で実際関わっている社会福祉協議会と、市民後見人として受任できそうな方が必ず出てくると思われるため、その時には話し合いをした上で、決定していくような流れになると想定している。
- (委員) 家庭裁判所に推薦されるまでの間を、定期的にフォローアップ講座を開催しているということか。
- (事務局) はい。養成講座は隔年開催を予定している。修了生が当初の気持ちを維持できるようにフォローアップ講座は毎年開催していく予定である。
- (会長) 本当であればオブザーバーに家庭裁判所の方がメンバーで入っているので、お出でいただくと多分そのあたりのリアルなお話が聞けたのかなと思う。次回以降お聞きしたい。私が聞いているところでは、裁判所は二つのことを気にしているようだ。一つは実務経験、どれだけの経験を持っていてスキルを持っているのかということ。もう一つは、その方をバックアップする体制がきちんとできているのかどうか。その人一人任せにせず、その地域として、市民後見人を支える体制ができているのかどうか、それが両方そろって初めて、安心して市民後見人を選任するということを考えているようだ。それができて初めて村上市で市民後見人の方が誕生するということになるのではないかと

思う。

(事務局) 【資料 2-2】 【資料 2-2①】 【資料 2-2②】 に基づき説明

(事務局) 【資料 2-3】 【資料 2-3①】 【資料 2-3②】 【資料 2-3③】 に基づき説明

(副会長) 市民後見人のシステムが生まれたときにすごいい方法だと思った。養成講座を受けて登録されるが、その後はどうなるのか。登録されればずっと登録が続くのか、それともその中でまた研修とかをやるのか。司法書士会（リーガルサポート）では、登録する時に研修を受講する。決められた単位数を受けて登録する。それで終わりではなく、2年に一回また研修を受け研修単位が取れて初めて更新の作業が可能となる。この更新研修は、実際やってみると、すごく私のためにはなっている。市民後見人の養成登録後もしっかりとフォローするようなシステムを、今から構築しておかないと、せっかく作っても、活動する人が少なくて終わってしまうのではと考える。ぜひ登録後も、不安なく活動できるようなフォロー体制を今から構築しておいてもらいたい。活動するとわからないところが必ず出てくるので、どこにどのような相談ができるのかというネットワークを備えておく必要がある。市民後見人第1号が誕生する前に、考えていただきたい。

(委員) 私も後見業務をやりたくて行政書士になった。行政書士の別団体（コスモス成年後見サポートセンター）に登録する際に研修がある。そして2年に一度研修を受講し登録を更新する。第1号の市民後見人がぜひ誕生してほしいが、そこを支えていく体制も必要。また監督していく体制も必要だが、監督人は例えば司法書士、弁護士が監督人になるのか、それとも今法人後見を行っている社協が監督人になれるのか、その辺が気になった。

(委員) 先ほどの【資料 2-3①】で、後見人支援機能のところは未実施である。法人後見の支援員として経験を積んでいるところだが、実際に単独の市民後見人として活動するにあたってこの部分が大事になる。市と社協で中核機関の機能を果たしているの、現在中核機関として実施してはいるが、後見人支援機能をどこが中心となって担っていくのかということも、市でどう考えているか聞かせたい。おそらく今法人後見をやっている社協がそれを担うべきだと思う。業務として推進していく分には、多分やっていると、今委員からもお話があった通り、それぞれ専門職団体では、研修が義務づけられており、研修を重ねながら活動している状況なので、市民後見人の方たちにも、それなりの研修や知識が必要になってくると思う。簡単に法人後見をやっているの、そこでというわけにはいかないと思う。バックアップ体制をきちんと作らないと、裁判所でも市民後見人の誕生を認められないということもあると思うので、今後しっかり検討していく必要があると思う。

(会長) 様々な意見をいただいたが、共通しているのは、継続的な支援、後見人になった後の支援体制をきちんと整えることが必要なのではないかと。市民後見人第1号の誕生につい

て裁判所はバックアップ体制ができてるかどうかを見ている。活動状況を拝見すると後見人支援機能はほとんど未実施になっている。これがもしかしたら原因というふうにも思う。市から今の段階で、お答えいただけるところはあるか。

(事務局) 先進地の佐渡市ですと、後見センターを設けてるので、当市も検討していく必要があると考えている。視察など勉強しながら、考えていきたいと思っている。

(会長) 中核機関に期待されてる機能は司令塔で、全体のグランドデザインをこう描いて、その方向に向かっていくぞと指示をするところになる。そういう機能が期待されている。現状村上市はどうかというと、中核機関に期待される個別の機能、相談支援、利用促進これらを介護高齢課、福祉課、社協で担っているの、それを割り当てると中核機関に期待される個別のことはやっているから、その三者が中核機関を名乗ろうということをやっているように感じる。だが重要な機能は司令塔機能。中核機関で定例の打ち合わせをしていると聞いたが、具体的に何を打ち合わせをしているのか。村上市の、現場で起きている現状と課題を集約して、意思決定をしてその方向で進んでいくと決めてやっていく。それが中核機関ではないかと私は思う。それは一体、現実にできているのかどうか心配している。先ほど後見人支援機能のところでも、センターなどが他市ではあると。そこがワンストップの窓口になっていて情報も集約をするし、支援もするし、グランドデザインを描いていくということをやっている。そういうところが何かあったらいいなというふうに思う。この協議会は第一回なので、第二回以降、現場からまた様々なご意見をいただけたらと思う。そういったところを、参考にして、皆さんで後見制度を活用できるように体制を作っていければ良いと思っている。

(委員) 今回初めての会議で、いろいろ説明を聞いていると、こういうことなんだなあとわかってきた。このパンフレットが、詳しくわかりやすく書いてあるので、読み直して勉強したいと思う。

(委員) 今現在3回目の市民後見人養成講座を開催して明日が3回目ということだが、市の方々そして委員の方々にもいろいろ協力してもらっている。そこで育てた市民後見人の候補者を、継続して知識を育てていかなければいけないし、また、相談するところが三つあるということは、それぞれの機能を果たしていると思うが、利用者の立場でいくと、どこに相談すればいいんだという話になるかと思う。将来的にはやっぱりセンターの設置、これを市で早く検討していただいて、我々社協と一緒に取り組んでいただければありがたい。

(委員) この中核機関の機能を充実するために、会長からもお話がありましたが、市の方でも課題となっていると言われていた相談機能と司令塔の機能を、今後検討していきたい。社協も民間団体であるので、「この機能をやっているから、そこで相談を受ける」という形ではなく、きちんとした関係性を持って委託も検討していただきたい。社協として

は、通常の他の業務と違って、こういう場で今日のところでもいろいろと重要性がわかったと思う。単純に業務として、ただ進めていくだけでなく法律や裁判所等いろんな絡みがあるというところで、重要性を生かした上で進めていっていただければいいかなと思った。

(会 長) 議事終了。事務局へ。

(事務局) 1. その他で、次回第二回目の協議会は、令和6年2月を予定している。

(会 長) 裁判所は日程調整がなかなか難しい。今日裁判所の方がおいでいただければ、よりリアルな話が聞けたと思うので、余裕を持って早めに日程調整していただきたい。

－副会長より挨拶－

(事務局) －閉会－